

五島市障害福祉計画

第1期

(平成18年度～平成20年度)



平成19年3月

五 島 市

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画策定の趣旨

五島市では、平成18年3月に「しまの豊かさを創造する海洋都市」を基本理念とする「五島市総合計画」を策定し、「すべての人々が安心して住めるまちづくり」を基本方針のひとつとして、障害福祉分野をはじめとする保健福祉施策を統合的かつ計画的に推進しています。

近年、障害のある人の福祉を取り巻く環境が大きく変化しつつあります。平成15年4月から障害者自らがサービス内容や事業所を選択し、契約によって利用する支援費制度がスタートしました。支援費制度が導入されて3年が経ちましたが、これまで障害の種別（身体障害、知的障害、精神障害）ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービス等について、障害の種別をこえた共通のルールをつくるため、平成18年4月に障害者自立支援法が施行されました。

障害者自立支援法では、障害の種別にかかわらず、障害のある人が必要なときに必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するためのしくみを一元化しました。

また、同時に「障害者等の自己決定と自己選択の尊重」「3障害に係る制度の一元化」、「地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備」という視点に基づく計画を定めることとし、その中で、障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることとされています。

このため、五島市では、「五島市総合計画」の方向性を踏まえ、「障害者が自立して生活できるまち」を目標として、障害者自立支援法の基本的な視点に基づいて、障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保と円滑な事業実施を図るため、新たに「第1期五島市障害福祉計画」を策定するものです。

第2節 基本的理念

本計画では、障害者自立支援法の趣旨にのっとり、また、本市総合計画の「すべての人々が安心して住めるまちづくり」との整合性を保ちながら、以下の3点を基本的理念と位置付けることとします。

① 障害者の自己決定と自己選択の尊重

平成11年以来の「社会福祉基礎構造改革」の流れの中、従来は措置制度により進められてきた障害者福祉施策が、当事者同士の「契約」に基づくものに移行されました。本計画においても、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害の種別やその制度を問わず、障害者自身が自ら必要とするサービス等を自己決定し、選択することを尊重します。

② 市を主体とする仕組みと3障害の制度の一元化

従来は、身体障害者、知的障害者、精神障害者のそれぞれに対して別個の福祉サービス体系が整備されてきました。また、障害福祉サービスの実施の主体も、県と市に分かれていました。本計画では、障害者サービスの主体を市に一元化し、身体・知的・精神の3障害に充実したサービスの充実に努めます。

③ 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害の有無にかかわらず、地域で暮らしていけるよう、施設等に入所している障害者が地域生活に移行し、あるいは就労によって自立できるよう、障害者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するために、地域の社会資源を活用し、提供体制の確保に努めます。

第3節 障害福祉サービス提供体制の確保に関する基本的な考え

障害福祉サービスの提供体制を確保するため、基本的理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、数値目標を設定するとともに計画的な整備を図ります。

① 必要とされる訪問系サービスの充実

精神障害者などに対する訪問系サービスの充実を図り、必要な訪問系サービスの充実を図ります。

② 希望する障害者に対する日中活動系サービスの充実

小規模作業所利用者の法定サービスへの移行等を推進するとともに、希望する障害者等に日中活動系サービスの充実を図ります。

③ グループホーム等の充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を推進

地域における居住の場として、グループホームおよびケアホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、施設入所・入院から地域生活への移行を図ります。

④ 福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労移行支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設において働く場の拡大を図ります。

⑤ 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え

障害者等、とりわけ重度の障害者等が地域において自立した日常生活や社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービス

の適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠です。

このため、中立・公平な立場で適切な相談支援が実施できる体制の整備を図るとともに、相談支援事業を効果的に実施するため、障害福祉サービス事業者、雇用、教育、医療といった関連する分野の関係者からなる地域自立支援協議会を設置することが求められています。

第4節 計画の期間

本計画は、平成18年度から平成20年度までを第1期計画とし、平成21年度から平成23年度までを第2期計画とします。

第2期計画の策定にあたっては、障害者等のニーズやサービスの利用実態などを調査・把握し、必要に応じた見直しを平成20年度に行います。

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第1期計画期間			第2期計画期間		
		(計画見直し)			(計画見直し)

第5節 計画の策定体制

この計画の策定にあたっては、五島市障害福祉計画策定に伴う内部検討委員会を設置し、開催しました。

また、この計画を策定する上で参考にするため、五島市のホームページにおいて「五島市障害福祉計画(案)」を掲載するとともに、市役所(本庁及び各支所)市政情報コーナー、総合福祉保健センター等に「五島市障害福祉計画(案)」を置いて閲覧し、広く市民の意見を募るためパブリックコメントを実施します。

第6節 計画の評価体制

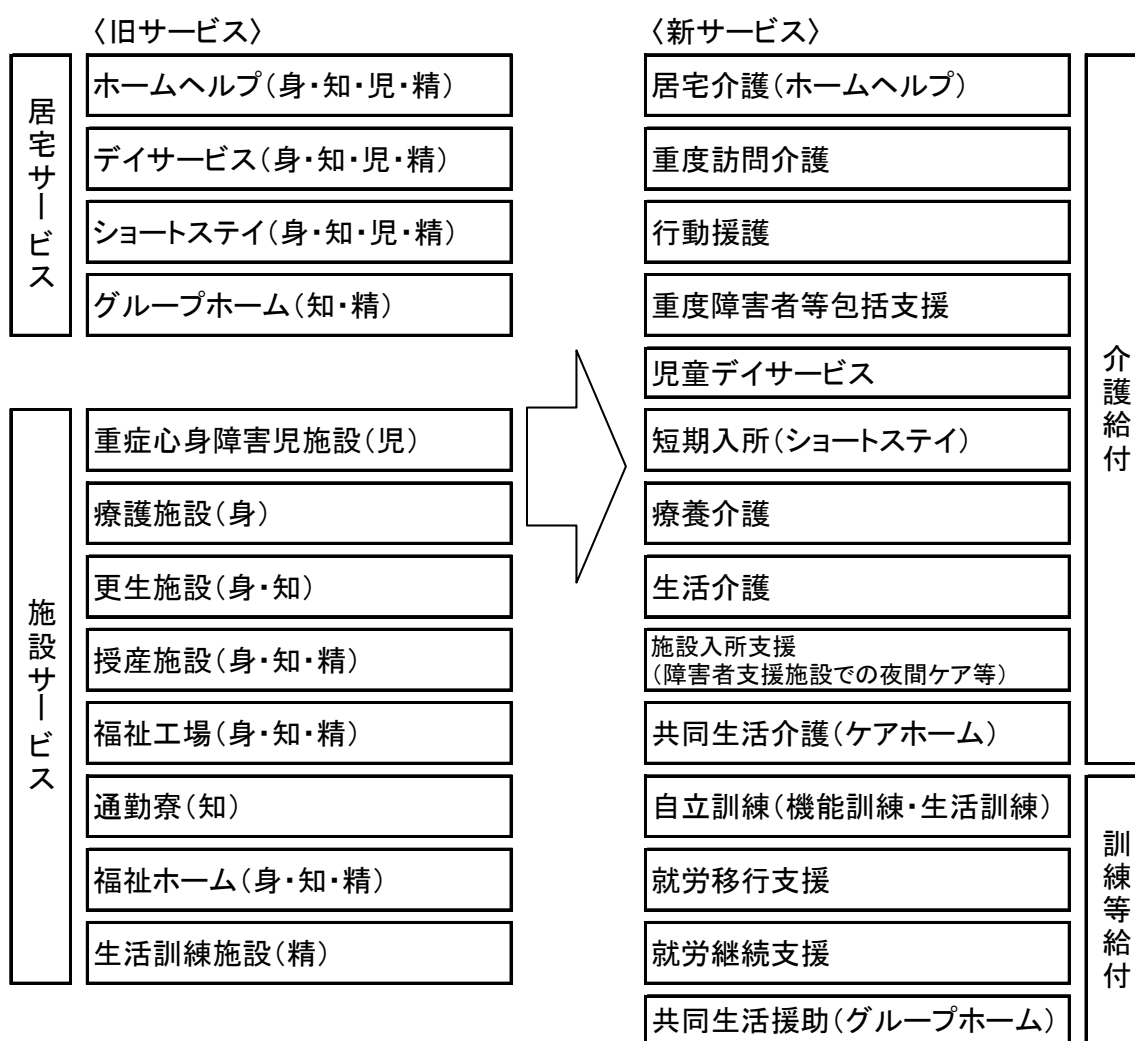
本計画の実施にあたっては、サービスの見込み量が適切であるか、障害者の地域生活への移行が進んでいるか、一般就労への移行が進んでいるか等の達成状況を年度ごとに点検、評価します。

第2章 障害者自立支援法におけるサービス供給の仕組み

第1節 新しい障害福祉サービスの体系

これまで、身体障害、知的障害、精神障害のそれぞれについて、障害福祉サービスが提供されていました。障害者自立支援法では、それらのサービスを一元化するとともに、サービスを「訪問系サービス」「日中活動系サービス」「居住系サービス」に整理し、それぞれについて必要なサービスを提供する体系としました。

障害福祉サービスの新旧対象図

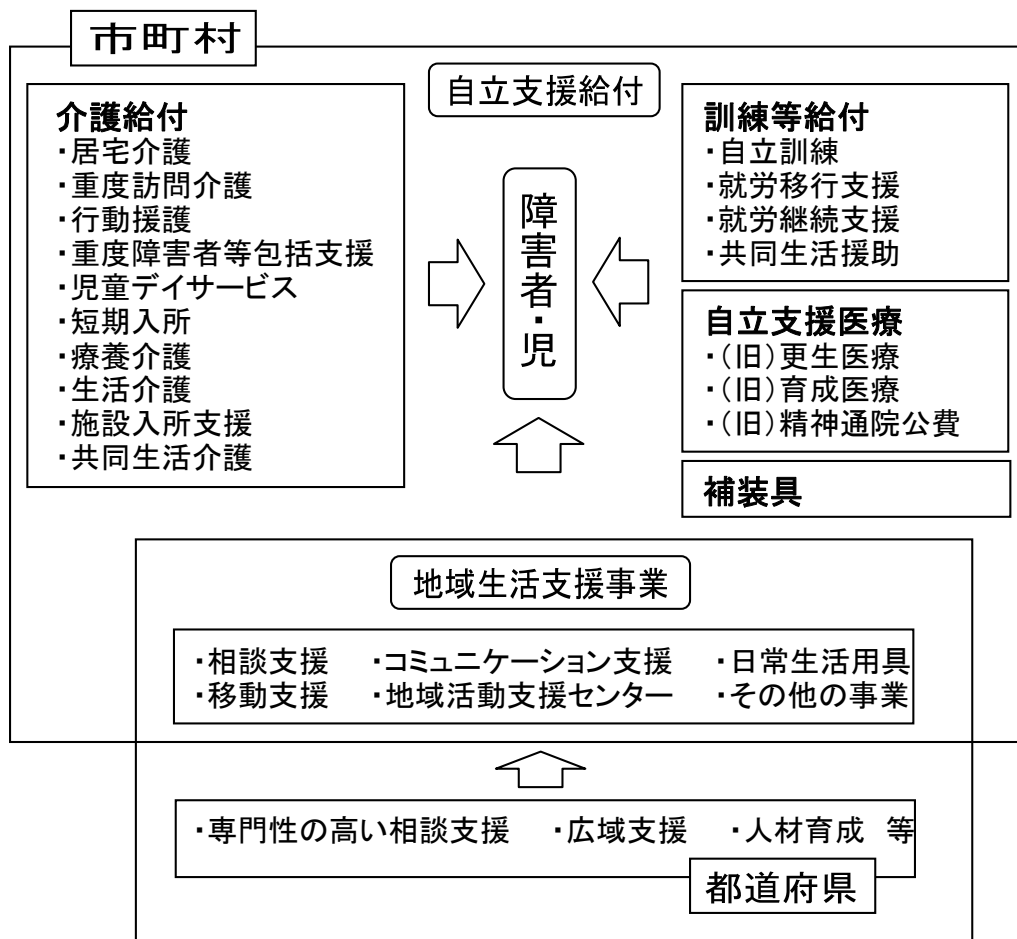


※この他、地域生活支援事業として移動支援、地域活動支援センター、福祉ホーム等を制度化

※旧サービスの略称 (身) = 身体障害者 (知) = 知的障害者
(精) = 精神障害者 (児) = 障害児対象

また、新体系の障害福祉サービスを質の点から整理すると、障害程度が一定以上の人に生活上又は療養上の必要な介護を行うための「介護給付」と身体的又は社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を施設等において行う「訓練等給付」に分けられます。

新体系の障害福祉サービスの全体像



また、従来は「更生医療」「育成医療」「精神通院公費」に分かれていた医療サービス体系を「自立支援医療」に一本化したほか、地域での生活を支える様々な事業を市が主体的に実施する「地域生活支援事業」も体系化されています。

第2節 利用手続きの流れ

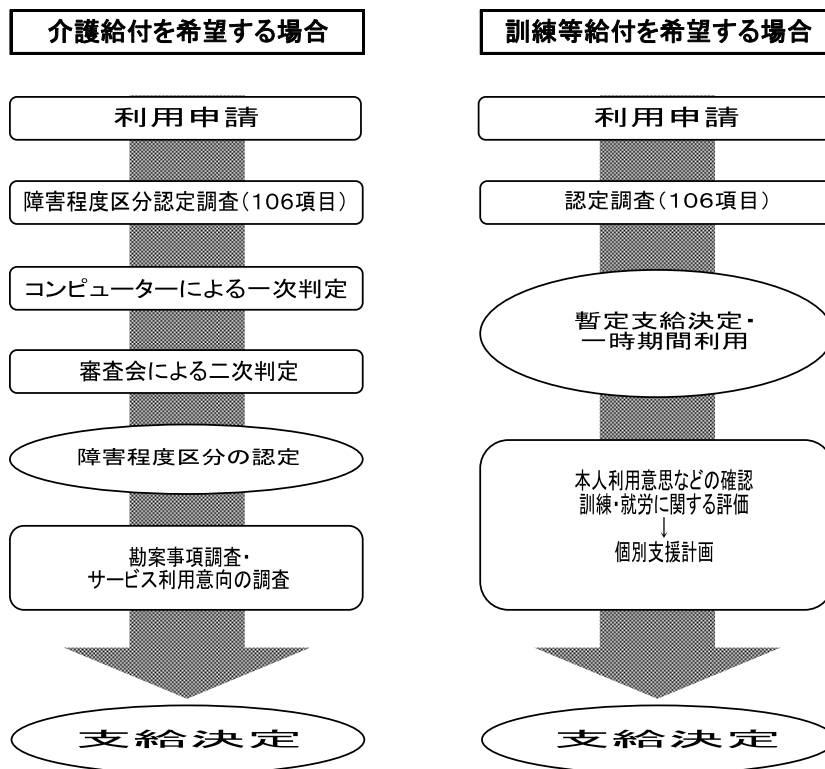
新体系のサービスを利用する場合は、利用申請を行った後、障害程度区分に基づく判定が必要となります。障害程度区分は、最も軽度な区分1から最も重度な区分6までの6段階に分かれています。

まず、調査員がサービス利用者の生活動作の能力（ADL＝日常生活動作、IADL＝手

段的日常生活動作) などについて面接調査を行い、全国共通の106項目の調査項目に当てはめた上で一次判定を行います。

介護給付を希望する利用者に対しては、医師意見書や調査員による特記事項も勘案して、二次判定が行われます。二次判定は、五島市介護給付費等の支給に関する審査会によって行われます。

サービス利用の手続き



第3節 利用者負担

利用者負担は、所得に着目した応能負担から、サービス量と所得に着目した負担の仕組みに改められるとともに、食費・光熱水費等の実費負担も見直され、3障害共通した利用者負担の仕組みとなりました。自己負担額は、サービス利用量に応じた原則1割の定率負担です。

障害福祉サービスの定率負担は、世帯の収入状況に応じて4区分の月額負担上限額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。また、定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得者に配慮した軽減策が講じられています。

障害福祉サービスの利用者負担額

所得区分	対象者	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯の方	0円
低所得1	市民税非課税世帯で、本人の収入が80万円以下の方	15,000円
低所得2	市民税非課税世帯のうち、低所得1に該当しない方	24,600円
一般	市民税課税世帯の方	37,200円

なお、所得を判断する際の世帯の範囲は、住民基本台帳での世帯が原則ですが、住民票で同じ世帯となっても、税制と医療保険で被扶養者でなければ、障害のある方とその配偶者を別世帯の扱いにすることができます。

このほかにも、入所施設、グループホームを利用する場合の個別減免、社会福祉法人等の提供するサービスを利用する場合の軽減、同じ世帯の中で複数の障害者がサービスを利用する場合など、利用者の生活状況に応じた減免措置が講じられています。

利用者負担に関する配慮措置

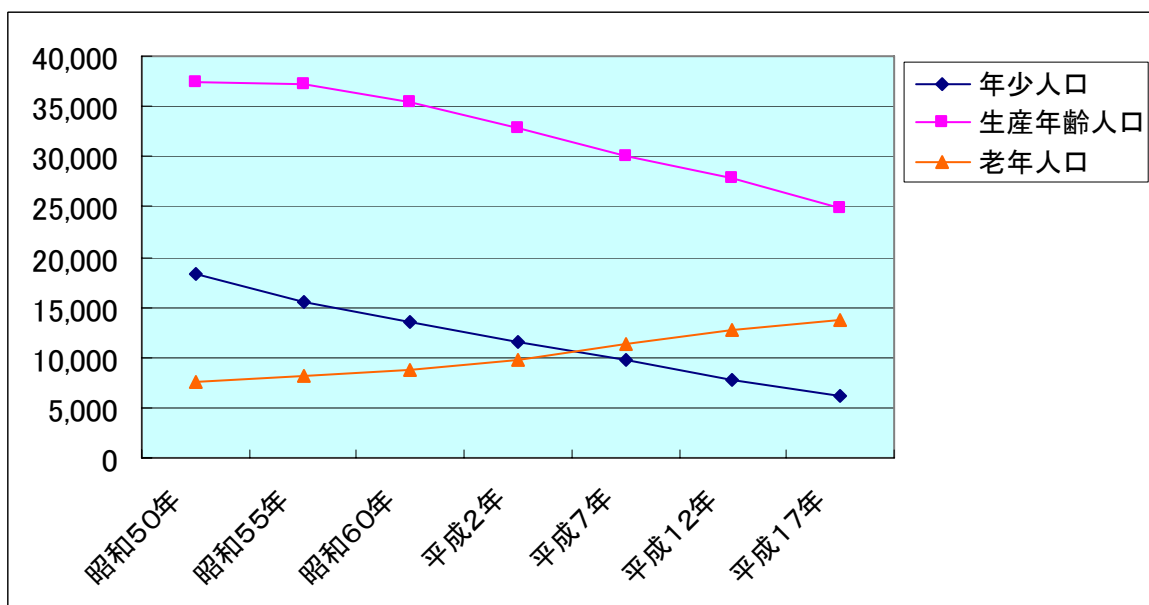
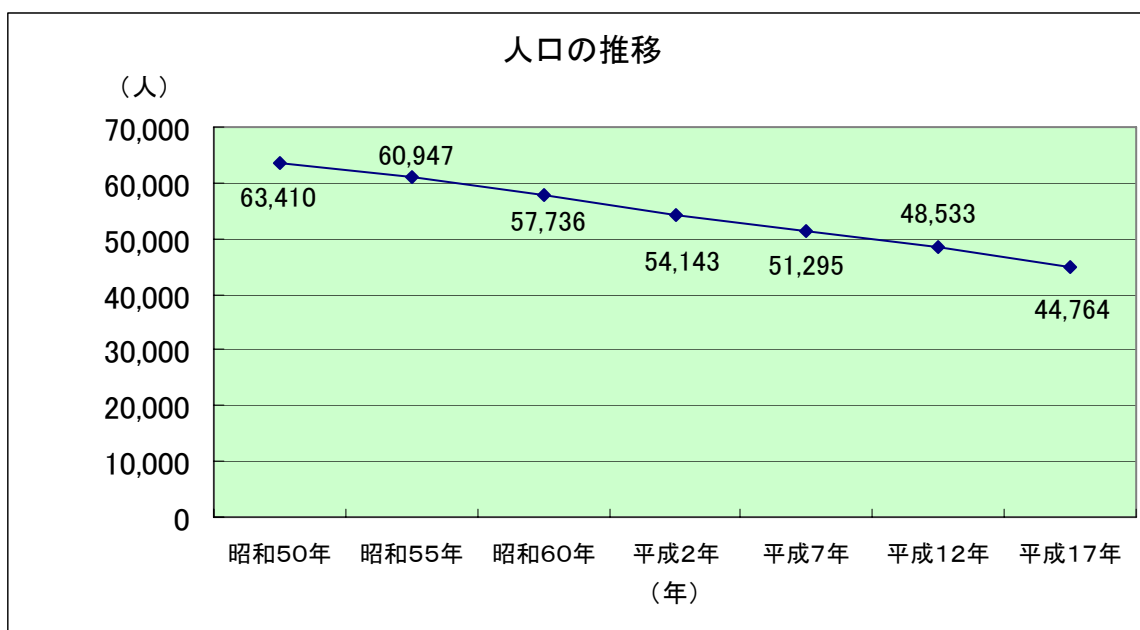
	ホームヘルプ 利用者	通所施設 利用者	入所施設 利用者 (20歳未満)	入所施設 利用者 (20歳以上)	グループホーム 利用者
食費・ 光熱水費		食費負担軽減 (経過措置)	補足給付		
障害福祉サー ビス定率負担	利用者負担の月額上限設定				
	高額障害福祉サービス費(世帯での所得段階別負担上限)				
	社会福祉法人による 利用者負担軽減措置 (預貯金額等が一定額以下の場合・ 経過措置)			個別減免 (預貯金額が一定額以下の場合)	
	生活保護への移行防止(負担上限額を下げる)				

第3章 五島市における障害者の現状

第1節 総人口の推移

当市の総人口は、平成17年の国勢調査では44,764人で、平成12年と比較して7.8%減少しており、その減少率は県全体の2.5%減を大きく上回っています。

なかでも14歳以下の年少人口の減少が著しく、これに対して65歳以上の高齢者人口に占める比率が増となっており、急速に少子高齢化が進行していることがうかがえます。



第2節 身体障害者手帳所持者数の推移

五島市の身体障害者手帳所持者数は、3年間の実績で見ると、概ね2,700人程度で推移しています。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
1級	647	648	672
2級	524	525	498
3級	576	578	573
4級	516	516	558
5級	244	246	239
6級	231	234	215
計	2,738	2,747	2,755

第3節 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数は、3年間の実績で見ると、概ね500人程度で推移しています。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
A1	119	122	123
A2	129	127	127
B1	155	160	163
B2	94	100	105
計	497	509	518

第4節 精神障害者保健福祉手帳の所持者数

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、2年間の実績で見ると、概ね280人程度で推移しています。また、通院医療費の公費負担制度（平成18年4月からは自立支援医療）の利用者は、平成18年度末で624人となっています。

	平成16年度	平成17年度
1級	69	65
2級	193	202
3級	18	21
計	280	288

第5節 障害者福祉サービスの利用

平成15年度から、身体障害者及び知的障害者の福祉サービスについて、利用者自らが契約主体となる「支援費制度」が実施され、ホームヘルプ（身体障害者、知的障害者、心身障害児）、デイサービス（身体障害者、知的障害者）、ショートステイ（身体障害者、知的障害者、心身障害児）、グループホーム（知的障害者）についてサービスが提供されました。

また、精神障害者に関しては、精神障害者地域生活支援事業によって、精神障害者地域生活援助事業（グループホーム）に加えて、精神障害者居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）及び精神障害者短期入所事業（ショートステイ）が実施されてきました。

支援費等利用実績(延べ人数)

居宅施設	区分	障害区分	サービス区分	平成16年度	平成17年度
居宅生活支援費	居宅介護	身体障害	身体介護	72	71
			家事援助	126	205
			移動介護(介護あり)	13	22
			計	211	298
		知的障害	家事援助	47	56
			移動介護(介護なし)	11	28
			計	58	84
		児童	身体介護	1	12
			移動介護(介護あり)	7	12
			計	8	24
		精神障害	身体介護	14	30
			家事援助	258	119
			計	272	149
		合計		549	555
		デイサービス	身体障害	795	2,294
	知的障害		117	315	
	児童		41	1,644	
	計		953	4,253	
	短期入所	身体障害	113	50	
		知的障害	541	1,124	
		児童	23	54	
		精神障害	24	41	
		計	701	1,269	
グループホーム	知的障害	216	240		
	精神障害	95	136		
	計	311	376		
施設訓練等支援費	身体障害	入所更生	8	12	
		入所療護	96	135	
		入所授産	56	88	
		計	160	235	
	知的障害	入所更生	890	1,360	
		入所授産	64	90	
		通所授産	160	239	
		通勤寮	89	121	
		計	1,203	1,810	
	合計		1,363	2,045	

第4章 平成23年度の目標値の設定

第1節 入所施設入所者の地域生活への移行について

現時点の障害者施設入所者のうち、自立訓練等を利用し、平成23年度末に地域生活に移行している人の数値目標を設定します。

項 目	数 値	考 え 方
現在の入所者数	153人	平成17年10月1日の全施設入所者数
【目標値】地域生活移行数	15人 (9.8%)	現在の全入所者のうち、施設入所からGH・CH等へ地域移行した者の数
【目標値】削減見込	11人 (7.2%)	平成23年度末段階での削減見込み数

第2節 入院中の精神障害者の地域生活への移行について

「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」の平成23年度末における減少目標値を設定します。

項 目	数 値	考 え 方
現在	42人	現在の退院可能精神障害者数
【目標値】減少数	31人	上記のうち、平成23年度末までに減少を目指す数

第3節 福祉施設から一般就労への移行について

福祉施設利用者のうち、平成23年度末までに就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人の数値目標を設定します。

項 目	数 値	考 え 方
現在の年間一般就労移行者数	0人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】減少数	3人	平成23年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

第5章 障害福祉サービス等の見込量およびその確保のための方策

サービスごとに、各年度における福祉サービス等の必要な量の見込み（月間サービスの提供量、福祉サービス等の主種類ごとの見込量確保のための方策、福祉サービス等の事業を行う者の確保に関する計画等を定めます。

第1節 訪問系サービス

①居宅介護

自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

②重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする障害者に対し、自宅での入浴や排せつ、食事などの介護や外出時の移動支援を総合的に行います。

③行動援護

知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する障害者に介助や外出時の移動の支援等を行います。

④重度障害者等包括支援

常時介護を要する障害者で特に介護の必要な程度が高いと認められた方に対し、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

訪問系サービス見込量	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
利用者数	37	42	46	57
時間分	630	705	759	916

第2節 日中活動系サービス

注：「人日」とは、「月間の利用人員」に「1人1か月あたりの平均利用日数」を乗じて得られた数値です。例えば5人の利用者が平均20日のサービスの提供を受けた場合には、「100人日」となります。

①生活介護

常時介護を必要とする障害者に対し、入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動または生産活動の機会を提供します。

生活介護見込量	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
人日分	30	365	760	4,104

②自立訓練

地域生活を営む上で必要な身体機能や生活能力向上のために一定期間必要な訓練を行います。

自立訓練	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
見込量 (機能訓練)	0 人日分	0 人日分	0 人日分	54 人日分
(生活訓練)	0 人日分	270 人日分	288 人日分	450 人日分

③就労移行支援

一般就労を希望する方に、一定期間（2年間）における知識や能力を養い、適性にあった職場に就労、定着を図るために訓練を行います。

就労移行支援	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
見込量	18 人日分	108 人日分	126 人日分	234 人日分

④就労継続支援

通常の事業所で働くことが困難な方に、就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識や能力の向上のための訓練を行います。これらを通じて、知識、能力が高まった方は就労に向けての支援を行います。

就労継続支援	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
見込量 (A型)	0 人日分	20 人日分	40 人日分	180 人日分
(B型)	54 人日分	648 人日分	792 人日分	1,566 人日分

⑤療養介護

医療及び常時介護が必要な方で、病院等への入院による医学的管理の下、機能訓練や療養上の管理、看護、介護を提供します。

療養介護	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
見込量	2 人分	2 人分	2 人分	18 人分

⑥児童デイサービス

障害児が施設に通い、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを提供します。

児童デイサービス	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
見込量	307 人日分	316 人日分	320 人日分	338 人日分

⑦短期入所

自宅で介護を行う方が病気などの場合、短期間、施設へ入所できるサービスを提供します。

短期入所	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
見込量	41 人日分	50 人日分	62 人日分	72 人日分

第3節 居住系サービス

①共同生活援助（グループホーム）

就労等の日中活動を利用している知的障害者・精神障害者であって、地域で共同生活を営む方に、住居における相談や日常生活上の支援を提供します。

②共同生活介護（ケアホーム）

生活介護等の日中活動をしている知的障害者・精神障害者であって、食事や入浴等の介護や日常生活上の支援を提供します。

共同生活援助 共同生活介護 見込量	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
	43 人分	46 人分	59 人分	69 人分

③施設入所支援

施設に入所する方に、入浴や排せつ、食事の介護などを提供します。

施設入所支援	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
見込量	0 人分	1 人分	15 人分	146 人分

第4節 その他

①相談支援

自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障害者の計画的プログラムに基づく支援を行います。

相談支援	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
見込量	2 人分	10 人分	11 人分	19 人分

第5節 福祉サービス等の種類ごとの見込量確保のための方策

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスの見込量確保にあたっては、退院可能精神障害者など、新たなサービス利用者が円滑に利用できるよう配慮するとともに、障害特性を理解したヘルパーの要請等に努め、利用者のニーズに合致したサービスの充実を図っていきます。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスの見込量確保にあたっては、養護学校卒業者等が社会活動に参加できるよう支援するほか、一般就労への移行が円滑に進むよう配慮したサービス提供に努めます。

(3) 居住系サービス

施設入所から地域生活への移行が円滑に進むためには、今後もグループホーム及びケアホームの整備が必要となるため、地域の理解を深めながら生活の場の確保に努めます。

第6節 福祉サービス等の事業を行う者の確保に関する計画等

本計画のサービスを行う事業者を確保するため、本市におけるニーズの状況等の情報提供を行い、事業者の参入を促します。また、計画に見合うバランスのとれた整備がなされるよう、事業所等との調整を図ります。

第6章 地域生活支援事業

第1節 実施する事業の内容（障害者自立支援法第77条）

障害者自立支援法第77条では市町村が実施する地域生活支援事業が定められています。

地域生活支援事業は、地域の実情に応じて柔軟に実施されることが好ましい各種の事業について法定化された事業で、5種類の必須事業とその他の事業に区分されます。

第2節 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方と見込量

①相談支援事業

障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う人からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うほか、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のための必要な援助を行う事業。

相談支援事業見込量	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
障害者相談支援事業	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
地域自立支援協議会	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
市町村相談支援機能強化事業	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

②コミュニケーション支援事業

聴覚障害者等、意思の疎通が困難な方に手話通訳等を派遣する事業。

コミュニケーション支援事業見込量	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
	0人	2人	4人	10人

③日常生活用具給付事業

厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具の給付を行う事業。

日常生活用具給付事業見込量	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
①介護・訓練支援用具	4件	4件	5件	5件
②自立生活支援用具	3件	5件	5件	5件
③在宅療養等支援用具	11件	12件	10件	10件
④情報・意思疎通支援用具	9件	9件	9件	10件
⑤排泄管理支援用具	43件	126件	130件	130件
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	2件	2件	2件	2件

④移動支援事業

円滑に外出できるよう、移動を支援する事業。

移動支援事業見込量	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
	4 箇所	4 箇所	5 箇所	6 箇所
	4 人	4 人	5 人	6 人
	180 時間	480 時間	600 時間	720 時間

⑤地域活動支援センター事業

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を行う事業。

I型は、専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基礎との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。

II型は、地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会的訓練、入浴等のサービスを実施します。

III型は、地域の障害者の援護対策として、地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業（いわゆる「小規模作業所」）であり、安定的な運営が図られていることが要件となっています。

地域活動支援センター事業見込量	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
I型	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	78 人	90 人	110 人	130 人
II型	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所
	0 人	0 人	0 人	0 人
III型	0 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所
	0 人	35 人	40 人	45 人

⑥その他の事業

①～⑤以外の、自立した日常生活又は社会生活を営むための必要な事業。

その他の事業見込量	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
訪問入浴サービス事業	1 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
	1 人	2 人	2 人	2 人
日中一時支援事業	2 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所
	2 人	4 人	4 人	4 人
手話奉仕員養成研修事業	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	24 人	26 人	28 人	34 人
経過的デイサービス事業 (平成18年度末までの事業)	7 箇所			
	15 人			

第3節 各事業の見込量の確保のための方策

障害者が地域で自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施します。

- ・相談支援事業は、地域の関係機関の連携の下に、相談支援の質の向上を図ります。
- ・地域自立支援協議会において、相談支援機能強化事業を計画的に推進します。
- ・コミュニケーション事業及び日常生活用具給付事業並びに移動支援事業については、ニーズに対応できるよう、必要な措置を講じます。
- ・地域活動支援センターについては、多くの障害者が容易に利用できるよう体制を整備します。
- ・その他の事業については、障害者のニーズに基づき、必要なサービスが提供できるように努めます。